

令和6年度

# 事業概要

建設局

## 目 次

I	建設局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和6年度 主要事業の概要	5



(3) 下水道事業会計 予算

①収益的收入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 公共下水道 事業収益	34,932,797	1 公共下水道 事業費	35,322,701
2 農業集落排水 事業収益	1,025,240	2 農業集落排水 事業費	1,090,831
		3 予備費	30,000
収入合計	35,958,037	支出合計	36,443,532

②資本的收入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 公共下水道 資本的收入	14,945,545	1 公共下水道 資本の支出	28,725,713
2 農業集落排水 資本的收入	1,026,126	2 農業集落排水 資本の支出	1,051,916
		3 予備費	30,000
収入合計	15,971,671	支出合計	29,807,629

# 建設局

<b>総務課</b> (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事 (2)下水道事業に係る会計事務に関する事 (3)局の契約等に係る調整及び改善に関する事	<b>道路計画課</b> (1)道路及び街路に関する調査及び計画に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関する事 (3)自動車駐車場の管理に関する事 (4)道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関する事
<b>事業用地課</b> (1)不動産の管理及び活用に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)不動産の取得及び処分に関する事（他の所管に属するものを除く。）	<b>道路工務課</b> (1)道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に （他の所管に属するものを除く。） (2)道路占用工事及び道路掘削工事に関する事務、調整及び指導に関する事 (3)電線類の地中化及び共同溝の整備に関する事 (4)橋梁の新設、維持及び補修に関する事 (5)トンネルの維持及び補修に関する事 (6)道路の防災及び災害復旧に関する事 (7)道路の交通安全施設に関する計画、調査及び整備に関する事（他の所管に属するものを除く。） (8)都市計画道路の整備に関する事（都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。） (9)道路工事に係る積算に関する事（他の所管に属するものを除く。）
<b>技術管理課</b> (1)技術管理に関する総括及び調整に関する事 (2)土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関する事 (3)土木の積算に関する調査、研究及び改善に関する事 (4)工事の請負契約に係る検査に関する事 (5)工事の安全管理に関する事 (6)優良工事の認定に関する事 (7)建設事業外部評価委員会に関する事	<b>駅前魅力創造課</b> (1)駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関する事（他の所管に属するものを除く。）
<b>職員技術研修所（2）</b> (1)職員の技術研修に関する事 (2)人材育成に関する事（他の所管に属するものを除く。）	<b>湾岸・広域幹線道路本部</b> <b>推進課</b> (1)国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関する事 (2)前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関する事
<b>防災課</b> (1)防災の推進及び災害復旧の総括に関する事 (2)防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関する事 (3)局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関する事 (4)宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に関する事 (5)宅地及び盛土の防災の推進に関する事 (6)砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関する事 (7)六甲山系等における森林整備に関する事	<b>下水道部</b> <b>経営管理課</b> (1)下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関する事（他の所管に属するものを除く。）
<b>河川課</b> (1)河川事業の調査、計画及び進行管理に関する事 (2)河川の工事及び維持管理に関する事（他の所管に属するものを除く。） (3)河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関する事	<b>計画課</b> (1)下水道事業の計画に関する事 (2)下水道事業に係る指導、調整及び検査に関する事 (3)工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関する事 (4)水質管理計画の総括に関する事
<b>道路管理課</b> (1)道路工事等に係る契約等の事務手続きに関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関する事 (3)道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関する事 (4)道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関する事 (5)道路台帳、測量標及び車両の通行に関する事 (6)道路の占用に関する事 (7)屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る許可に関する事 (8)私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関する事	<b>管路課</b> (1)下水道事業に係る管路施設の総括に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)排水設備に関する事
	<b>施設課</b> (1)下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の総括に関する事（他の所管に属するものを除く。）

# 建設局

<b>公園部</b>	
<b>管理課</b>	
(1)公園緑地に係る不動産の管理に関する事 (2)都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関する事（他の所管に属するものを除く。）	(3)私道の整備の助成に関する事。 (4)都市公園の使用及び占用の許可（他の所管に属するものを除く。）に関する事。 (5)巡視及び不法占用対策に関する事。 (6)自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関する事。 (7)道路照明灯及び街路灯に関する事。 (8)宅地造成工事及び既成宅地の保全に関する事（他の所管に属するものを除く。） (9)道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関する事。 (10)道路の美化等に関する事。 (11)道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関する事。 (12)道路、街路及び河川の工事に関する事。 (13)治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関する事。 (14)前各号に掲げるもののほか、土木工事に関する事。 (15)公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関する事。 (16)公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関する事。 (17)まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関する事。
<b>企画課</b>	
(1)公園緑地・都市緑化施策の調査、研究、立案及び推進に関する事。	
<b>魅力創造課</b>	
(1)公園緑地の利用及び活用の推進に関する事。 (2)市民との協働による公園緑地の管理に関する事。 (3)都市の緑化の推進に関する事。 (4)有料公園施設等の管理及び運営に関する事（他の所管に属するものを除く。） (5)公園及び緑化の指導、調整及び検査に関する事。 (6)緑地の保全、活用及び風致の保全に関する事。	
<b>整備課</b>	
(1)公園緑地整備に関する計画及び調整に関する事。 (2)公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関する事。 (3)公園施設の整備及び安全確保の推進に関する事。 (4)公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関する事（他の所管に属するものを除く。） (5)造園技術に関する事。 (6)有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関する事。	
<b>森林整備事務所（2）</b>	
(1)森林の保護及び育成に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)六甲山系等におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関する事。 (3)市有林の管理に関する事。 (4)山麓の電飾の維持管理及び工事に関する事。 (5)再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関する事（他の所管に属するものを除く。） (6)神戸市立外国人墓地の使用の許可に関する事。	
<b>王子公園再整備本部</b>	
<b>王子公園再整備課</b>	
(1)王子公園再整備に関する事（他の所管に属するものを除く。）	
<b>王子動物園（1）</b>	
(1)王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関する事。 (2)動物の飼育及び繁殖に関する事。 (3)動物病院の管理運営に関する事。 (4)動物の調査、研究及び教育に関する事。	
<b>建設事務所（1）（東部・中部・北・西部・垂水・西）</b>	
(1)市民からの要望に関する事（他の所管に属するものを除く。） (2)道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関する事。	
<b>水環境センター（1）（東・中央・西）</b>	
<b>管理課</b>	
(1)下水道事業に関する相談、調査及び指導に関する事。 (2)下水道事業に係る施設の工事及び維持管理に関する事（他の所管に属するものを除く。） (3)下水道事業に係る財産の維持及び管理に関する事。（他の所管に属するものを除く。）	
<b>施設課</b>	
(1)下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関する事。 (2)し尿の処理に関する事（中央水環境センター施設課に限る。）	

## 令和6年度 主要事業の概要

### 1. 都心三宮・ウォーターフロントの再整備（道路計画課）

三宮周辺地区と新港突堤西地区をつなぐ税関前歩道橋について、「渡りたくなる歩道橋」をコンセプトにリニューアルするとともに、元町方面とハーバーランド方面の回遊性向上等を図るため、ハーバーランド東（弁天）デッキの延伸工事を行う。

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア（第1段階）」の実現に向けて、三宮クロススクエア南側の神戸三宮センター街周辺における舗装美装化工事や、神戸三宮センター街周辺及び三宮北交差点周辺のライトアップ工事を行い、安全で快適な歩行者環境の創出を図る。

本庁舎2号館の再整備にあわせ、三宮駐車場地下通路と本庁舎2号館との接続や地下通路の美装化のための設計を行うとともに、税関線の一部区間（クロススクエア以南）について、将来の歩道幅員の拡幅に向けた道路工事に着手する。

都心の重要な南北動線である生田川右岸線において、道路機能の強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を推進する。また、神戸空港の国際化により、利用者の増加が見込まれる神戸新交通「三宮駅」においては、ホーム拡張工事と既存駅舎の美装化を行う。

### 2. 陸海空の広域交通結節機能の強化（道路計画課、道路工務課、湾岸・広域幹線道路本部推進課）

#### 【広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部等）の整備促進等】

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパス等の整備を促進する。

#### 【道路ネットワークの強化】

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線や須磨多聞線、垂水妙法寺線等の整備を推進するほか、みちづくり計画の改定に向けて、玉津大久保線などの次期整備路線や自転車ネットワークの検討を行う。

慢性的な渋滞が発生している神戸三木線（西盛口）において、交差点改良等による渋滞解消に向けた対策を推進するほか、神戸三田線においては、阪神高速料金割引社会実験を拡充するとともに、小東山6交差点周辺では、ICT技術を活用した渋滞対策を実施する。

### 3. 神戸の街の再生（道路計画課、道路工務課、駅前魅力創造課、公園部企画課、公園部整備課）

#### 【駅周辺のリノベーション】

まちやくらしの質を高めるとともに、都市ブランドの向上を図るため、「まちの顔」である駅前広場のリニューアルを推進する。

神戸駅において、駅前広場の設計を進めるとともに、地下駐輪場の工事に着手する。また、名谷駅では南側ロータリーの新設工事等を行い、西神中央駅では引き続き西側広場等の再整備工事を行う。さらに、垂水駅では、地下原付駐車場等の整備を推進するとともに、周辺道路の工事に着手する。

「駅前駐輪場整備戦略」に基づき、六甲道駅や兵庫駅において地下駐輪場の設計に着手し、駅前の駐輪場の収容台数不足の解消、駅周辺の公共空間の有効活用や景観の向上を図る。

岡場駅、地下鉄長田駅や灘駅において、引き続き、駅前広場等の再整備工事を行う。また、鷹取駅北側広場の高質化に向けた検討や、須磨海浜公園駅におけるエスカレーター設置に向けた検討を推進する。

### 【便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進】

「子育てしやすい街」の実現に向けて、休日の駐輪場一時利用料金を免除する「親子おでかけサポート制度」（中学生以下の親子が対象）を導入するとともに、子育て世帯を対象とした利用料金の無償化を4駐輪場において試行的に実施する。また、市営駐車場においてデザイン性の高いラックの導入や、既存駐輪場の補修等を推進するとともに、駐輪場WEBサービス（定期利用の電子申請・キャッシュレス決済システム）の普及啓発や、駐輪場管理運営と駐輪指導・撤去業務等の一体運営の委託、放置禁止区域の拡大による放置自転車対策を行う。

神出山田自転車道において、民間事業者と連携して、シェアサイクルを引き続き実施するとともに、更なる利活用を促進するため、ルートの延伸（ロゴマークと案内サイン等の設置）に向けた取り組みを行う。

### 【KOBE 公園プロジェクト】

人口減少・超高齢社会に適応した公園・緑地の管理運営を見据え、以下の4つの項目を柱とした各事業を展開する。

- 1) 都市公園をより効率的・効果的に管理していくため、公園駐車場を活用したソーラーカーポートの設置等による光熱水費の削減や公園・街路樹の伐採・剪定枝を活用した小規模型バイオマス発電の検討を行う。
- 2) 立地・利用状況等に基づく公園の整備として、地域の顔となる『拠点公園』の再整備を妙法寺川公園や六甲アイランド公園等で展開する。
- 3) 地域・企業との連携による新たな公園・緑地の活性化に向けて、公園を活用した農園利用『こうべ菜園プロジェクト』やボール遊びができる公園の推進などの『～できる・したくなる公園』づくりを行う。
- 4) 都心部の緑豊かな環境をつくる取組として、夏の高温常態化対策『こうべ木陰プロジェクト』の推進や、『市民の木・森制度』の支援制度拡充を行う。

これらの事業を効果的に推進するため、公園・緑地の専門的人材による「グリーン・クリエイティブユニット」を創設する。

#### 【道路附属物等のリニューアル事業】

「見違えるような神戸」を目指したまちづくりの実現に向けて、景観向上の観点を踏まえた道路附属物等の整備・維持補修に取り組んでいく。

#### 【公園施設・街路樹の計画的な更新】

公園施設の安全を維持しつつ将来の管理コストを低減するため、競技場や老朽化した遊具等の計画的な改築更新を推進するとともに、利用の少ない公園施設や植栽の適正化を図る。また、街路樹がより健全に生育できる環境や安全で快適な歩行空間を確保するため、狭い歩道における樹木の撤去や大木化・老木化した樹木の樹種転換等を推進する。

公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等による「公園トイレチェンジアクション」を推進する。また、安全で円滑に利用できるよう、須磨離宮公園や森林植物園の駐車場を改修する。

### 4. SDGs への取組み（技術管理課、防災課、道路計画課、下水道部計画課、公園部整備課）

#### 【神戸の森林・里山の保全・活用】

森に関する高度な専門知識を備えた「森林官」を新たに配置し、市内の森林管理を包括的に推進する。また、令和5年度に立ち上げた「こうべ森と木のプラットフォーム」の取組みを充実させるとともに、県民緑税や森林環境譲与税等を活用した森林の整備や、特に広葉樹を中心とした神戸市産材の積極的な利活用を行うことにより、災害に強く豊かな森として次世代に引き継いでいく。

「KOBE 里山 SDGs 戦略」の一環として、健全な里山林の形成に向けて、北区淡河町において民間企業等と連携した里山整備を実施する。

#### 【「こうべ再生リン」生産設備の増強】

「こうべ再生リン」の取組みをより一層推進していくため、東灘処理場で稼働中のリン回収設備に続き、玉津処理場において2基目の設置を進めている。さらなる増産に向けて、東灘処理場における市内3基目の設計を行い、合計300t/年の供給体制を構築する。将来的には、市内3処理場において、500t/年の供給体制を目指す。

#### 【高温常態化対策】

東遊園地等のミストの稼働や都心部の道路における布引からのトンネル湧水を活用した散水を行う。また、神戸高専が開発し、市内企業が商品化を進める「新型クールベンチ」を磯上公園に設置するとともに、緑陰が確保できない公共空間への日よけ設置による日陰創出の実証など、新技術を活用した対策に取り組む。

西元町駅前のきらら広場の再整備において、土系や木質系への舗装の見直し検討等により、歩行者が心地よく過ごせる滞留空間を実現する計画・設計を推進する。

## 5. 災害に強い都市づくり（防災課、河川課、道路工務課、下水道部管路課、下水道部施設課、公園部整備課）

### 【道路関連事業】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐため、道路防災対策を引き続き実施する。特に、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号（箕谷北）の抜本的な改良、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指して、トンネル本体工事に向けたヤード整備工事を行う。さらに、「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、引き続き着実に無電柱化事業を推進する。

### 【橋梁・トンネル等の安全対策】

道路法に基づく橋梁・トンネル等の定期点検を行い、発見された損傷箇所を計画的に修繕するなど、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を行う。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化や路面下空洞調査の計画的な実施による速やかな補修を推進する。

### 【治山・砂防関連事業】

国や兵庫県と連携して砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む公園緑地や市有地での斜面对策を計画的に推進する。また、民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の活用を推進する。

盛土規制法に基づいて、令和6年4月に規制区域の指定を行うとともに、法の適正な運用に向けて既存盛土の分布調査等を行う。

### 【治水関連事業】

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等の二級河川において都市基盤河川改修事業を、長尾川等において準用・普通河川改修事業を実施するとともに、鎌ヶ谷川において貯留施設の整備を推進する。

### 【内水氾濫対策等の雨水関連事業】

台風による高潮位による浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

施設の老朽化が進み、耐震性能が不足している魚崎ポンプ場について、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替える改築更新事業を推進する。

「雨水浸水対策基本方針」に基づき、優先度の高い地区から地区別浸水対策基本計画の策定を順次進めるほか、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化等が必要な箇所や、特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き、必要な対策を実施する。

### 【防災・減災意識の向上】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、土砂災害水害ハザードマップや避難のために必要な情報等を掲載した広報紙「くらしの防災ガイド」を全戸に配布するとともに、ハザードマップ（神戸市情報マップ）をWEB上で公開する。

## 6. 安心・安全な地域づくり（総務課、道路工務課、下水道部経営管理課、下水道部施設課）

### 【交通安全対策の推進】

歩道のない通学路や歩行者優先が守られていない横断歩道などの危険箇所における、歩行者空間の確保や注意喚起を目的とした「歩道整備や防護柵の設置、路側帯カラー舗装」や、横断歩道周辺の視認性向上を目的とした「植栽・街路樹の剪定、撤去や照明設置、横断歩道カラー化」等について、引き続き、警察等の関係機関と連携しながら、現場状況に合わせたきめ細やかな交通安全対策を推進していく。

### 【老朽化した下水処理場の計画的な改築更新】

昭和40年に供用を開始した西部処理場において、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事や昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場における改築更新を推進する

東灘処理場における汚泥処理施設の改築更新に加え、消化ガスの増量やCO<sub>2</sub>削減を目的としたバイオマス受入事業と消化ガス有効利用事業（消化ガス発電事業・水素供給事業）に取り組む。

### 【農業集落排水事業】

農村地域における生活雑排水等の汚水処理を行う農業集落排水事業について、安定的かつ効率的なサービスの提供に向けて、公営企業会計への移行とともに、下水道事業と一体的な施設の管理運営を行う。

## 7. 観光誘客の推進（道路計画課、道路工務課、公園部魅力創造課、公園部整備課、森林整備事務所、王子公園再整備本部、王子動物園）

### 【王子公園の再整備】

利便性が高い文教エリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、「王子公園再整備基本方針」や「王子公園再整備基本計画」等に基づき、王子公園の再整備を推進する。

令和6年度は、再整備事業全体をマネジメントする「王子公園再整備本部」を新たに設置し、王子公園の動物園ゾーン、緑の広場、スポーツゾーン等の再整備を一体的に推進していく。

### 【動物園の魅力向上】

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、企業や大学等と連携を図り、動物園に求められている種の保存等の役割を果たしていく。

SNSの発信など様々な機会や媒体を活用して広報機能の充実を図るとともに、園内で実施するイベントや講座を動画配信するなど、幅広い層が学び楽しめる取り組みを実施する。

### 【神戸登山プロジェクトの推進】

神戸の多様で個性的な魅力ある山を活用する取り組みである「神戸登山プロジェクト」を推進するため、企業や市民と連携を図り、歩行空間や周辺の森林を整備することにより歩きやすい登山道を目指すとともに、二次元コード付き案内板を用いた登山情報の発信など、登山を楽しむための環境整備を推進する。

森林植物園におけるマウンテンバイクコースの整備や、ロードバイク利用者へのサイクルラック・休憩所の整備等により、六甲山系における自転車の利用を促進する。また、布引エリアにおけるナイトハイキングの環境整備により、神戸のあらたな魅力創出を図る。

### 【自然と親しむ取り組みの推進】

こどもが自然と親しむ機会を増やせるよう、主に小学生以下の低年齢層に「自然体験型プログラム」を提供する「こうべ山の小学校」を創設する。

地域活性化のための交流拠点として、北区山田町において田園コミュニティパーク (CCP) を整備する。

## 8. 働き方改革の推進（技術管理課、道路工務課、公園部整備課）

トンネルや橋梁、道路照明灯の調査・点検の実施にあたって、最新技術の試行および効果検証を実施する。また、公園等の草刈に自動草刈機器を導入することにより、維持管理の高度化および更なる効率化の検討を行う。

ベテラン職員の減少による「OJT」の不足を補完し、若手・中堅職員の更なる技術力向上を図るため、職員技術研修所を設置する。